沖縄市中小·小規模事業者支援金 【 申請受付要項 】

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けた事業者に対して、 事業継続の糧としていただくため、事業全般に広く使える支援金を支給します。

2. 申請者要件

次の全ての要件を満たす者

No.	申請者要件
1	次に掲げる業種を経営していない (対象外業種) ・農林漁業 ・宿泊業 ・国、法人税法別表第一に規定する公共法人 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗 関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 ・政治団体 ・宗教上の組織若しくは団体
2	令和2年6月30日時点で沖縄市内に事業所等を開業しており、引き続き沖縄市内で事業を継続する意思を有すること
3	沖縄市が既に実施した「沖縄市中小・小規模事業者等休業店舗支援金」、「沖縄市中小・小規模事業者等事業者支援金」、「沖縄市中小・小規模事業者等融資支援金」を受給していない
4	新型コロナウイルス感染症に起因して、売上高が20%以上減少し、か つ年間売上減少見込額が10万円以上である
	・業歴1年以上の場合 令和2年4月から同年9月までのいずれかの月(売上が減少した月)が 対前年同月と比較して売上が20%以上減少し、かつ比較した月の売上減 少額に12を乗じた年間売上減少見込額が本支援金支給額の10万円以 上の者。ただし、国の持続化給付金の給付金額が10万円以上の受給者は この限りでない。
	・業 歴1年未満の場合 令和2年4月から同年9月までのいずれかの月(売上が減少した月)が

	それ以前の月と比較して売上が20%以上減少し、かつ比較した月の売上減少額に12を乗じた年間売上減少見込額が10万円以上の者。ただし、国の持続化給付金の給付金額が10万円以上の受給者はこの限りでない。
5	法令等により営業許可等が必要な場合は、申請者が必要な許可等を全て 取得している
6	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が沖縄市暴力 団排除条例(平成 23 年条例第 15 条)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又 は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当せず、また、上記の暴力団及び 暴力団員が経営に参画していない

3. 申請時必要書類

次の資料を提出してください。必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることが あります。また、提出書類の返却はいたしません。

○法人の場合

No.	提出書類
1	沖縄市中小・小規模事業者支援金交付申請書兼請求書
2	沖縄市中小・小規模事業者支援金誓約書兼同意書
3	沖縄市中小・小規模事業者支援金売上確認表
	No.3 売上確認表に記入した売上額等が確認できる以下の1、2のいずれか
4	1. 持続化給付金の給付決定通知の写し
	2. 売上比較表の売上額等が確認できる書類の写し ・業歴1年以上(前年同月比と比較できる)の場合 令和2年4月から同年9月までのいずれかの月で、前年同月と比較して売上が20%以上減少している月について、本年及び前年の該当月の売上額を確認できる以下の書類全て ①本年(売上が減少した月)の売上額:売上額を確認できる帳簿等の写し②前年(売上を比較する月)の売上額:直近の確定申告書関係書類(アとイ)ア 確定申告書別表一の控え(税務署の受付印があるものの写し1枚、電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚)の写し イ 法人事業概況説明書(裏表)2枚の写し又は売上額を確認できる帳簿等の写し
	・業歴1年未満(前年同月比と比較できない)の場合 令和2年4月から同年9月までのいずれかの月で、その対象とした月以前の 月と比較して売上が20%以上減少している月について、該当月の売上額を確認 できる以下の書類全て ①対象とした月(売上が減少した月)の売上額:売上額を確認できる帳簿等 の写し ②対象とした月以前の月の売上額:売上額を確認できる帳簿等の写し

5	振込先口座の通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の写し
	口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所
6	発行日より3カ月以内の登記簿謄本(現在事項全部証明書)の写し
7	沖縄市内での営業実態が確認できる書類の写し
	交付申請書の「3. 沖縄市の店舗情報」に記入した店舗の営業実態が確認できる以下の①、②、③のいずれか
	①令和2年4月~6月分までのいずれかの月が確認できる店舗等の賃貸借契 約書の写し ②令和2年4月~6月分までのいずれかの月の事業に係る取引書類等
	(契約書、請書、納品書など) の写し
	③令和2年4月~6月分までのいずれかの月の店舗等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類の写し(店舗等名の記載のある検針票・領収書等の写し)
8	その他
	沖縄市から審査のため、提出を求められた書類

※捨印欄について

捨印は記入の修正が必要となった場合、軽微な修正に限り使用します。押印がない場合、軽微な修正であっても再提出等の手続きが必要となります。

○個人事業主の場合

No.	提出書類
1	沖縄市中小・小規模事業者支援金交付申請書兼請求書
2	沖縄市中小・小規模事業者支援金誓約書兼同意書
3	沖縄市中小・小規模事業者支援金売上確認表
	No.3 売上確認表に記入した売上額等が確認できる以下の1、2のいずれか
	1. 持続化給付金の給付決定通知の写し
	2. 売上比較表の売上額等が確認できる書類の写し
4	・業歴1年以上(前年同月比と比較できる)の場合 令和2年4月から同年9月までのいずれかの月で、前年同月と比較して売上 が20%以上減少している月について、本年及び前年の該当月の売上額を確認で きる以下の書類全て ①本年(売上が減少した月)の売上額:売上額を確認できる帳簿等の写し ②前年(売上を比較する月)の売上額:直近の確定申告書関係書類(アとイ) ア 確定申告書第一表の控え(税務署の受付印があるものの写し1枚、電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚)の写し ※確定申告が不用だった個人事業主は、住民税(市民税・県民税)申告書の写し イ 所得税青色決算書(裏表)2枚の写し ※所得税白色申告や確定申告が不要だった個人事業主は、売上額を確認できる帳簿等の写し
	・業歴1年未満(前年同月比と比較できない)の場合 令和2年4月から同年9月までのいずれかの月で、その対象とした月以前の 月と比較して売上が20%以上減少している月について、該当月の売上額を確認 できる <u>以下の書類全て</u> ①対象とした月(売上が減少した月)の売上額:売上額を確認できる帳簿等 の写し ②対象とした月以前の月の売上額:売上額を確認できる帳簿等の写し

5	振込先口座の通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の写し
	口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所
	本人確認書類の写し(顔写真掲載有りは、1点のみ。無しは、2点提出)
6	公的機関発行の運転免許証、パスポート、保険証等の写し ※マイナンバーカード 及び 保険証の写しを提出される場合は、必ず「マイナンバー (個人番号)」及び「保険者番号」を黒塗りして提出すること
	沖縄市内での営業実態が確認できる書類の写し
	交付申請書の「3.沖縄市の店舗情報」に記入した店舗の営業実態が確認できる以下の①、②、③のいずれか
7	①令和2年4月~6月分までのいずれかの月が確認できる店舗等の賃貸借契約書の写し②令和2年4月~6月分までのいずれかの月の事業に係る取引書類等(契約書、請書、納品書など)の写し
	③令和2年4月~6月分までのいずれかの月の店舗等の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類の写し(店舗等名の記載のある検針票・領収書等の写し)
8	その他
	沖縄市から審査のため、提出を求められた書類

※ 捨印欄について

捨印は記入の修正が必要となった場合、軽微な修正に限り使用します。押印がない場合、軽微な修正であっても再提出等の手続きが必要となります。

4. 申請手続き等

本支援金の申請方法・受付期間

(1) 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則**郵送による申請**とします。 (郵送先)

> 〒904-8501 沖縄市仲宗根町26-1

沖縄市中小・小規模事業者支援金事務局 支援金申請受付あて

- ※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。
- ※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- ※申請内容確認のため、電話にてご連絡する場合がありますので、申請書には必ず連絡先(電話番号)の記載をお願いします。
- ※感染拡大防止のため、直接持参には対応しておりませんのでご遠慮ください。

(2) 申請期間

令和2年10月1日(木)から同年12月31日(木)まで ※12月31日(木)の消印有効

5. 支給の決定及び支給方法

(1) 支給の決定

審査の結果、本支援金の交付を決定したときは、申請者に沖縄市中小・小規模事業者支援金交付決定兼確定通知書を発送いたします。

(2) 支援金の振込

本支援金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、申請書類の不備がなく、追加書類の提出や内容確認がない場合、申請の受付状況にもよりますが、申請受付後、約1カ月以内で申請者の銀行口座に振り込みできることを想定しています。

(3) 支給額

支給は、1事業者につき1回とし、一律10万円 (申請者の銀行口座に振り込み)

6. 不支給の通知

審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、沖縄市中小・小規模事業 者支援金不交付決定通知書を発送します。

7. 手続きに関する問い合わせ

本支援金に申請等に関する不明点等に対応するため、以下のとおりコールセンターを 設置しております。

①沖縄市中小・小規模事業者支援金コールセンター

日時:令和2年9月28日(月)~12月14日(月) 9:00~17:00

電話:080-9854-2523

②沖縄市役所商工振興課(12月15日(火)以降のお問い合わせ先)

電話:098-929-3300

※土日祝祭日除く

※台風の接近により、暴風警報発令中であって路線バスの運行が停止された場合には、 安全確保のため、閉鎖いたしますので、ご留意願います。

8. その他

- (1)本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、本支援金を返還していただきます。
- (2) 本支援金の支給事務を円滑かつ確実に行うため、必要に応じて沖縄市は、必要な 検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

